

相続税納税猶予適格者証明について

倉敷市農業委員会

1 農地等の相続税納税猶予制度について

この制度は農業を営んでいた被相続人から、農地等を相続や遺贈により取得し、農業経営を継続する場合に限り、農地等の価額のうち農業投資価額を越える部分に対応する相続税の納税を猶予する制度です。納税猶予の適用を受けようとする相続人は、相続の開始を知った日の翌日から相続税の申告期限までに、納税地の所轄の税務署長に申告書と所定の添付書類を提出し、担保を提供する必要があります。

納税猶予額は納税猶予の適用を受けた相続人が死亡した場合や特例農地等の全部を農業後継者に生前一括贈与した場合は免除されます。

《市街化区域外農地について》

平成21年度税制改正後（平成21年12月15日以降）に発生した相続で市街化区域外農地については、納税猶予の特例を受ける場合、終身農地利用が必要です。

ただし、農地を農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けた場合（特定貸付け 1）では納税猶予の確定事由（猶予税額を支払うこと）となりません。相続時に農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けられている農地についても、納税猶予の対象となります。

また、猶予期間中に身体障がい等により営農困難になった場合の農地の貸付け（営農困難時貸付け 2）は猶予税額の確定事由となりません。

《市街化区域内農地について》

市街化区域内農地は相続税の申告書の提出期限から20年間で免除されます。

なお、猶予期間中に身体障がい等により営農困難になった場合の農地の貸付け（営農困難時貸付け）は猶予税額の確定事由となりません。

《納税猶予が打ち切られる場合（期限の確定）》

納税猶予を受けた相続税について、その農業相続人が農業経営を廃止した場合、または、特例農地等につき譲渡等をした場合等には、その時に納税猶予に係る期限が確定し、納税猶予を受けている相続税額の全部または一部と申告期限からの利子税を納付しなければなりません。（納付期限を経過した後は延滞税も必要となります。）

また、納税猶予の適用を受けた農地等の面積の20%を超える面積を譲渡等した場合には、納税猶予の全部が打ち切りになります。ただし、特定貸付けと営農困難時貸付けを行った場合は全部または一部確定に該当しません。

- 1 特定貸付けとは、相続税の納税猶予を受けている農地等のうち、市街化区域内にある農地等以外または採草放牧地について地上権、永小作権、使用貸借による権利または貸借権の設定による次の貸付けをいいます。

農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業のうち農地売買等事業のための貸付け

農業系経営基盤強化促進法による農地利用集積円滑化事業のうち農地所有者代理事業または農地売買等事業のための貸付け

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の定めによる貸付け

- 2 営農困難時貸付けの適用対象者は、相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、納税猶予適用後に次のいず

れかの身体障がい等を負うことにより、営農を継続することが困難な状態になった者です。

精神障がい者保健福祉手帳（障がい等級が1級のもの）の交付

身体障がい者手帳（身体上の障害の程度が1級または2級のもの）の交付

介護保険制度の被保険者証（要介護状態区分が5）の交付

2 相続税納税猶予の特例が受けられる人

（1）被相続人の要件

次の から までのいずれかに該当する人が対象となります。

死亡の日まで農業を営んでいた人

農地等の生前一括贈与した人（死亡の日まで受贈者が贈与税の納税猶予または納期限の延長の特例の適用を受けた場合に限られます。）

死亡の日まで相続税の納税猶予の適用を受けていた農業相続人または農地等の生前一括贈与の適用を受けていた受贈者で、障がい、疾病等などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付けをし、税務署長に届出をした人

死亡の日まで特定貸付けを行っていた人

（2）相続人の要件

被相続人の相続人で、次の から のいずれかに該当する人が対象となります。

相続税の申告期限までに農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人。

農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、特例付加年金または経営委譲年金の支給を受けるためその推定相続人の1人に対し、農地等について使用貸借による権利を設定して、農業経営を委譲し、税務署長に届出をした人（贈与者の死亡の日後も引き続いてその推定相続人が農業経営を行うものに限ります。）

農地等の生前一括贈与の特例を受けた受贈者で、障がい、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付けをし、税務署長に届出をした人（贈与者の死亡後も引き続いて賃借権等の設定による貸付けを行うものに限ります。）

相続税の申告期限までに特定貸付けを行った人

（3）特例対象となる農地等

次の ~ のいずれかに該当するもので、かつ、相続税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。

被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割された農地等
被相続人が特定貸付けを行っていた農地または採草放牧地で相続税の申告期限までに遺産分割された農地または採草放牧地

被相続人が営農困難時貸付けを行っていた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割された農地等

被相続人から生前一括贈与により取得した農地等で、被相続人の死亡の時まで贈与税の納税猶予または納期限の延長の特例の適用を受けていた農地等

相続や遺贈によって財産を取得した人が相続開始の年に被相続人から生前一括贈与を受けていた農地等

相続税の納税猶予に関する適格者証明願 添付書類

提出部数

- | | |
|---|-----|
| 1 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 | 2 部 |
| 2 固定資産税評価証明書（写し可） | 1 部 |
| 3 被相続人の死亡年月日が確認できる戸籍（写し可） | 1 部 |
| 4 相続人全員が確認できる戸籍（写し可） | 1 部 |
| 5 遺産分割協議書（写し可） | 1 部 |
| 6 遺産分割協議書に押印した印章の印鑑証明書（写し可） | 1 部 |
| 7 相続登記済の場合は，登記事項証明書（写し可） | 1 部 |
| （登記事項証明書添付の場合は 4，5，6 の書類は省略可） | |
| 8 特例適用農地の所在が確認できる図面 | |
| 位置図 | 2 枚 |
| 公図 地籍図（国土調査実施地区）または
切絵図（国土調査未実施地区） | 2 枚 |
| 9 一筆の農地の内，その一部のみ特例の適用を受けようとする | 2 枚 |
| 場合は，面積を求積した図面 | |
| 10 その他参考資料 | |

相続税の納税猶予に関する適格者証明願の提出は毎月22日が〆切(22日が土日及び祝日の場合は翌始業日)です。毎月22日までに提出された書類は翌月の農地部会において可否を審議，決定をします。

(受付締切日は変更になることがありますので，事務局にご確認ください。)

【お問い合わせは】	倉敷市農業委員会	本 庁	086-426-3895
		児 島 駐 在	086-473-4374
		玉 島 駐 在	086-522-8126
		真 備 駐 在	086-698-5042
		庄支所産業建設係	086-462-1212
		茶屋町支所産業建設係	086-428-0001
		船穂支所産業係	086-552-5110

(説明・記載要領)

相続税の納税猶予適格者証明書

この証明書は、農地等を相続（遺贈を含む。）により取得した人が、相続税の納税猶予の特例を受ける場合の被相続人及び相続人が適格要件に該当する旨の証明書です。この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要事項を記載して申請します。

1 証明願の手続

(1) この証明願は、相続税の納税猶予の特例を受けようとする人が、相続により取得した農地及び採草放牧地の所在地の市町村の農業委員会に提出します。

(注) その市町村に農業委員会が設置されていない場合には、その農地等の所在地の市町村長に提出します。

(2) この証明願は、税務署提出用及び農業委員会控用として2部提出してください。

(3) 準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明を受け、その証明書の写し1部を、この証明願に添付してください。

なお、この証明願を提出する時までに、準農地の証明が受けられない場合には、準農地の証明書はあとから提出してさしつえありません。

2 証明願の記載要領

(1) 「1 被相続人に関する事項」欄

この欄は、この特例を受ける人が、次により被相続人について該当する事項を記載します。

イ 特例の適用を受ける相続人が農地等の生前一括贈与を受けた人（被相続人から生前に農地等の贈与を受け、贈与税について納税猶予又は納期限の延長の特例の適用を受けた人をいいます。）である場合には「被相続人の所有面積」及び「被相続人が農業経営者でない場合」欄は、記載する必要はありません。

ロ 「職業」欄は、被相続人の死亡の時の職業者を「専業農業」、「兼業農業」、「無職」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「販売業」、「農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ハ 「被相続人の所有面積」欄は、被相続人が他の市町村に所有していた面積も含めて記載します。

なお、「耕作農地」欄には、被相続人が他人から借受けて農業の用に供していた土地の面積を含め、他人に貸付けていた土地の面積を除きます。

ニ 「被相続人が農業経営者でない場合」欄は、次により記載します。

(注) 被相続人が農業経営主である場合には、この欄の「農業経営者の氏名」欄に斜線を引いてください。

(イ) 「農業経営者の氏名」欄は、特例の適用を受けようとする農地等の相続開始前において、被相続人が農業経営者でない場合に、その農業経営者の氏名を記載します。

(ロ) 「農業経営者と被相続人との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、上記(イ)の農業経営者が被相続人と生計を同一にしていた場合には「同居」を、被相続人と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれで囲みます。

(2) 「2の(1) 農地等の相続人」欄

この欄は、この特例を受ける相続人について、次により該当する事項を記載します。

なお、「2の(2) 農地等の相続人の推定相続人」欄に記入する必要がある者については、この欄の「左記の農地等による農業経営の開始年月日」欄及び「今後引き続き農業経営を行うことに関する事項」欄は記入する必要はありません。

イ 「職業」欄は、相続人のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「販売業」、「農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「相続開始時における被相続人との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、被相続人と生計を同一にしていた場合には「同居」を、被相続人と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれで囲みます。

ハ 「今後引き続き農業経営を行うことに関する事項」欄は、相続税の申告期限までに農業経営を開始した人が、その後引き続き農業経営を行うため、現在の住居の移転又は職業の変更等を行う予定がある場合に、それらに関する事項を記載します。

ニ 「その他参考事項」欄には、「農地等の相続人」欄の記載に関連し、必要な参考事項がある場合に記載します。

なお、この特例の適用を受けるために他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村名とその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記載してください。

(3) 「2の(2) 農地等の受贈者の推定相続人」欄

この欄は、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けた受贈者が、使用貸借による権利が設定されている農地等につきその贈与者の死亡により、措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得したとみなされる場合において、次により該当する事項を記載します。(注) 上記の場合でない場合には、この欄の「氏名」欄に斜線を引いてください。

イ 「相続人の推定相続人」には、当該受贈者が租税特別措置法施行令第40条の7第17項第2号の規定の適用を受けた者である場合には、同号に規定する他の推定相続人等を含みます。

ロ 「職業」欄には、相続人の推定相続人のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「販売業」、「農業協同組合勤務」

などと具体的に記載します。

八 「今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項」欄は、推定相続人が使用貸借による権利設定後引き続き当該農地等に係る農業経営を行っていたかどうかを記載するとともに、今後引き続き農業経営を行うため、現在の住居の移転又は職業の変更等を行う予定がある場合に、それらに関する事項を記載します。

二 「相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項」欄には、相続人が従事していた内容及び今後従事する予定の内容について、具体的に記載します。

(4) 別表「特例適用農地等の明細書」

この明細書には、この特例の適用を受けようとする農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載します。

イ 「田、畑、採草放牧地又は準農地の別」欄は、特例の適用を受けようとする土地について、相続開始の日の現況に応じ、田、畑、又は採草放牧地の順に記載します。

なお、参考のために準農地についても採草放牧地の次に記載してください。

ロ 「登記簿上の地目」欄は、登記簿上の地目を記載するほか、他人から借受けて農業の用に供している農地については、耕作権（採草放牧地の場合には賃借権）と記載します。

ハ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。

ニ 「市街化区域内外の別」の「内・外」欄は、特例の適用を受けようとする土地が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する場合は「内」を、それ以外の区域の場合は、「外」を、それぞれで囲んでください。

なお、租税特別措置法第70条の4第2項第3号のイ、ロ、ハに掲げる区域内に所在する農地又は、採草放牧地については、この特例の適用対象となる農地、採草放牧地である旨を証する市長等の証明書の写し一部を添付してください。

ホ 「 」印のついている欄は、記載する必要がありません。

(注1) 次に掲げる農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないでください。

被相続人が、その所有する農地について農業経営基盤強化促進法第27条の2第1項の規定による通知を受け、かつ、同条第2項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合（当該期限が当該被相続人に係る相続開始の日前に到来する場合に限り、農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。）における当該通知に係る農地

租税特別措置法第70条の6第9項第1号に規定する被設定者（以下「被設定者」という。）が、相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について農業経営基盤強化促進法第27条の2第1項の規定による通知を受け、かつ、同条第2項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合（当該期限が当該被設定者に係る相続開始の日前に到来する場合に限り、農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。）における当該通知に係る農地

被相続人に対し、その所有する農地について当該被相続人に係る相続開始の日前に農業経営基盤強化促進法第27条の3第2項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地

被設定者に対し、相続税の納税猶予の適用を受ける農地について当該被設定者に係る農業相続人に係る相続開始の日前に農業経営基盤強化促進法第27条の3第2項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地

また「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて(昭和50年11月4日付け直資2-224,直審5-32,徴官2-65国税庁長官通達(以下「国税庁長官通達」という。))の記の70の6-6により被相続人を措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の70の6-13の2により次に掲げる農地も、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないでください。

被相続人が独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)の規定の基づく経営移譲年金(以下「経営移譲年金」という。)又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金(以下「特例付加年金」という。)の支給を受けるため、相続開始の日前に、当該被相続人の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を委譲していた場合において、当該親族が、当該農地について農業経営基盤強化促進法第27条の2第1項の規定による通知を受け、かつ、同条第2項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合（当該期限が当該被相続人に係る相続開始の日前に到来する場合に限り、農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。）における当該通知に係る農地

被相続人が、経営移譲年金又は特例付加年金の支給を受けるため、相続開始の日前に、当該被相続人の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を委譲していた場合において、当該親族に対し、当該農地について当該被相続人に係る相続開始の日前に農業経営基盤強化促進法第27条の3第2項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地

(注2)(注1)のうち、農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項に規定する事由により農業経営基盤強化促進法第27条の2第2項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合において、同条第1項の規定による通知に係る農地についてこの特例の適用を受けようとするときは、農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項の規定に基づき当該農地の所在地の市町村長が当該計画を届出を要しないことにつき正当な理由があることを確認したことについて、これを証する書類の写し一部を添付してください。

